

おかやましがいこくじんしみんかいぎ
岡山市外国人市民会議

だい き
(第 5 期)

てい
提

げん
言

しょ
書

Okayama Foreign Residents Council (The 5th term)

Proposals

岡山市外国人市民会议(第5期)

建议书

오카야마시 외국인 시민회의(제5기)

제언서

ねん がつ
2018年10月

目次

1	<small>ていげん しゅし</small> 提言の趣旨	1 ページ
2	<small>おかやましがいこくじんしみんかいぎいん</small> 岡山市外国人市民会議委員	2 ページ
3	<small>おかやまし ていげん</small> 岡山市への提言	3 ページ
4	<small>おかやましがいこくじんしみんかいぎ しんぎ</small> 岡山市外国人市民会議における審議	
(1)	<small>がいこくじんじしん しえん がわ</small> 外国人自身が支援する側になれる ような仕組みづくり	7 ページ
(2)	<small>きょじゅうしえん じゅうじつ</small> 居住支援の充実	8 ページ
(3)	<small>がいこくじんしみん ちいきしゃかい さんかそくしん</small> 外国人市民の地域社会への参加促進	9 ページ
5	<small>しりょう</small> 資料	
(1)	<small>かいぎ にってい</small> 会議の日程	10 ページ
(2)	<small>おかやまし がいこくじんしみん かず</small> 岡山市における外国人市民の数	11 ページ
(3)	<small>おかやましがいこくじんしみんかいぎせっちょうれい</small> 岡山市外国人市民会議設置条例	12 ページ

1 提言の趣旨

岡山市外国人市民会議は、2005年2月に発足し、地域社会の構成員である外国人市民にとって、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを推進するため、外国人市民を代表する立場から意見を交わしてまいりました。

この間、岡山市の外国人登録人口は、2005年3月末には8,519人であったのが、2018年8月末で12,240人と市民全体の約1.7%を占め、13年間で約1.4倍に増加しています。

また、国においては「経済財政運営と改革の基本方針2018」が6月15日に閣議決定され、「新たな外国人材の受入れ」の方針が示されたこともあり、日本で働き、生活する外国人は、今後、益々増加すると思われまます。

こうした状況の中、5期目を迎えた岡山市外国人市民会議では、「外国人自身が支援する側になれるような仕組みづくり」、「居住支援の充実」、「外国人市民の地域社会への参加促進」の3つのテーマについて、2017年5月から2018年6月までの1年2か月間、審議をし、提言をまとめました。

岡山市において、外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人市民が積極的にまちづくりに参加し、共に支えあい、共に築いていける多文化共生社会を実現する施策に生かしていただければ幸いです。

2018年10月

2 おかやま し がいこくじん し じんかい ぎ しいん 岡山市外国人市民会議委員

い いんちよう きょう は ちゅうかじんみんきょうわこく
委員長 姜 波 (中華人民共和国)

ふくいんちよう きむ ぎょんそぶ だいかんみんこく
副委員長 金 慶燮 (大韓民国)

い いん だんて ろーれんす ねるそん あめりかがっしゅうこく
委員 DANTE LAURENCE NELSON (アメリカ合衆国)

い いん さるていに れあんどうろ だにえる あるぜんちんきょうわこく
委員 SARTINI LEANDRO DANIEL (アルゼンチン共和国)

い いん くれみんそん ていもしー じょん えいこく
委員 CLEMINSON TIMOTHY JOHN (英国)

い いん ぼく わん だいかんみんこく
委員 朴 浣 (大韓民国)

い いん こ せいきょう ちゅうかじんみんきょうわこく
委員 顧 正侠 (中華人民共和国)

い いん はていぼーる おめる ふあるく とる こきょうわこく
委員 HATIPOGLU OMER FARUK (トルコ共和国)

い いん し ば が き あいりーん あんぴろん ふいりびんきょうわこく
委員 SHIBAGAKI IRENE AMPILON (フィリピン共和国)

い いん ぼお てい ごつく ふ おん べとなむしやかいしゅぎきょうわこく
委員 VO THI NGOC PHUONG (ベトナム社会主義共和国)

※ しいん きさい こくせき おんじゅん どういつこくせき ばあい しめい おんじゅん
委員の記載は、国籍の50音順により、同一国籍の場合は、氏名の50音順

による。

3 おかやまし ていげん 岡山市への提言

(1) 外国人自身が支援する側になれるような仕組みづくり

つうやく ほんやく かぎ ひろいぶんや ぼらんてい あとうろくせいど つく
通訳・翻訳に限らず、より広い分野でボランティア登録制度を作

がいこくじんじんざい かつよう すす しみんかつどう かんしん
り、外国人人材の活用を進めるとともに、市民活動に関心のある

がいこくじんしみん えぬびーおー まっちんぐ かつどうとう さぽーと
外国人市民とNPOとのマッチングや活動等をサポートする。ま

がいこくじんしみん じょうほうていきょう じょうほうこうかん えすえぬえす
た、外国人市民が情報提供や情報交換ができるように、SNS

かつようほうほう けんどう
の活用方法を検討する。

(2) 居住支援の充実

がいこくじんしみん ぞうか ふ こうえいじゆうたく ひょうじ たげんごか
外国人市民の増加を踏まえ、公営住宅における表示の多言語化を

すす きょじゆうしえん かん せいど じょうほう しゅうち たげんごか すす
進める。居住支援に関する制度や情報の周知と多言語化を進め

じゆうたく か がわ か がわ たが ぶんか せいかつ
るとともに、住宅を貸す側と借りる側が、お互いの文化や生活

しゅうかん ちが りかい たす かんきょう ととの
習慣の違いを理解する助けとなるように環境を整える。

(3) 外国人市民の地域社会への参加促進

がいこくじんしみん ちいき かた こうりゅう ぼ ふ がいこくじんしみん ちいき
外国人市民と地域の方との交流の場を増やし、外国人市民が地域

しゃかい さんか おかやまし おこな
社会に参加するきっかけとするため、岡山市で行われるイベント

じぎょう す たっふ がいこくじんじんざい かつよう すす
や事業などのスタッフとして外国人材の活用を進める。また、

いべんと がいこくじんしみん さんか ふ さまざま ほうほう
イベントへの外国人市民の参加が増えるように、様々な方法で

がいこくじんしみん じょうほうはっしん さんか こえか おこな
外国人市民への情報発信や参加の声掛けを行う。

(1) Development of mechanism which foreign residents become the ones who support Okayama City

Okayama City should establish a system for volunteer registration not only for interpretation and translation but also for a broad range of fields in order to improve the utilization of foreign human resource and support matching and other activities between NPO and foreign residents who are interested in civil activities. In addition, the way of using SNS should be considered to make it possible for foreign residents to provide and exchange information.

(2) Enhancement of housing support

Taking into account of the increase of the number of foreign residents, the multi-lingual display at public housing should be improved. Information service and multilingualization about the system of housing support should be promoted. In addition, the environment should be managed to advance mutual understanding about the differences of culture and custom between lessors and lessees.

(3) Promotion of participation in the local community for foreign residents

Foreign human resource should be utilized as a staff of the event and business in Okayama City to make an opportunity for foreign residents to communicate with local Japanese residents and participate in the local community. Information service and encouragement should be promoted in various ways to increase the number of foreign residents who take part in events.

(1) 筹划制度使外国人自身能够成为提供支援者

应该制定口译或笔译以外更广泛领域的志愿者登录制度，在积极利用外国人人才资源之同时，为感兴趣于市民活动的外国人市民与 NPO 之间的互动活动等提供大力支援。同时，还应该研讨如何有效利用 SNS，以便外国人市民能够自由提供与交换信息。

(2) 充实住居支援内容

面对外国人市民正在不断增加的现状，应该将公营住宅的相关信息用多国语言表示。为广泛告知住居支援制度与相关信息而推进用多国语言显示之同时，还应该努力创造多文化互助的环境，这样有助于住宅的出租方与借方能够互相理解彼此文化与生活习惯的不同。

(3) 促进外国人市民融入地域社会

为了给外国人市民参加地域社会活动创造条件，应该努力增加外国人市民与地域住民的交流机会，大力推进外国人人才积极参与冈山市举办的活动或者市政工作。同时，为能够有更多外国人市民参与，应该使用各种方法来向外国人市民宣传活动信息或召唤他们来踊跃参加活动。

(1) 외국인 자신이 지원하는 쪽이 되도록 하는 구조 만들기

통역, 번역에 한하지 않고 보다 넓은 분야에서의 자원봉사 등록제도를 만들어 외국인 인재 활용을 추진하는 한편, 시민 활동에 관심이 있는 외국인 시민과 NPO 와의 매칭과 활동 등을 도와줌. SNS 활용방법을 검토함.

(2) 거주지원의 충실

외국인 시민 증가에 입각해 공영주택 표시의 다언어화를 진행시킴. 거주지원에 관한 제도나 정보의 통지와 다언어화를 진행시킴과 함께 주택을 임대하는 쪽과 임대받는 쪽이 상호 문화와 생활 습관의 차이를 이해하고 도와줄수 있는 환경을 조성한다.

(3) 외국인 시민의 지역사회 참가 촉진

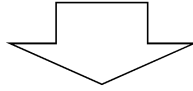
외국인 시민과 지역분과의 교류의 장을 넓혀 외국인 시민이 지역사회에 참가하는 계기가 되도록 하기위해 오카야마시에서 추진하는 이벤트나 사업등의 스텝으로서 외국인 인재의 활용을 권한다. 또한, 이벤트에 외국인 시민의 참가를 늘이기 위해 다양한 방법으로 외국인 시민의 정보 발신과 참가를 권한다.

4 岡山市外国人市民会議における審議

(1) 外国人自身が支援する側になれるような仕組みづくり

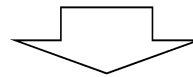
【現状・取組など】

外国人は支援してもらい立場だけではなく、支援する側になることができる。また支援を行いたいと考えている人材も多にいる。
医療通訳の分野では、有資格者の有志がSNSのグループを作り急な依頼に対応するなど、草の根の活動が行われている。
岡山市では岡山市協働のまちづくり条例に基づき、協働のマッチング、協働事業の伴走支援、課題解決ワークショップ、人材育成事業に取り組んでいる。
岡山市では各種NPOの検索やイベント情報の取得ができる「つながる協働ひろば」ウェブサイトを運営している。(英語、中国語、韓国語対応)



【主な意見】

NPOと個人が、繋がりやすくする仕組みを強化してほしい。
市からのトップダウンではなく、市民協働で事業をするという観点は時代に合う。
SNSなどを活用して外国人同士が相互共助できる仕組みを作ってはどうか。
ユーザーが情報をアップしたり、お互いの情報を交換出来るように、SNSの運営の仕方やあり方を検討してはどうか。
市役所の中にNPO活動を支援する組織がある点は素晴らしい。
通訳・翻訳以外のボランティア登録制度を作ってはどうか。
ボランティア通訳・翻訳制度について、せっかく登録しても利用が少ないので、もっと広報をした方が良い。
外国人人材バンクという考えもあるが、登録者が信頼できるかどうか。行政が外国人人材の活用に関わることで安心感につながる。



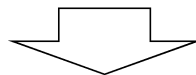
【意見のまとめ】

通訳・翻訳に限らず、より広い分野でボランティア登録制度を作り、外国人人材の活用を進める。
外国人市民が情報提供や情報交換ができるように、SNSの活用方法を検討する。
市民活動に関心のある外国人市民とNPOとのマッチングや活動等をサポートする。

(2) 居住支援の充実

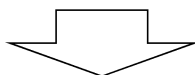
【現状・取組など】

民間の賃貸住宅では、保証人がいない場合は家を借りにくい。
賃貸住宅の一般的な制度があまり理解できていないので不安に思うことがある。
岡山市では住むところに困っている方で、比較的収入が少ない方に安い家賃で住んでもらうために「市営住宅」を管理している。
民間の空き家や空き室を活用し、住宅の確保に配慮が必要な方を受け入れる住宅セーフティーネット制度がある。
岡山県居住支援協議会が、住宅の確保に配慮が必要な人の入居について相談会を開いている。



【主な意見】

住宅セーフティネット制度のサイトが多言語は英語のみの対応であることが残念。他の言語の対応も進めてほしい。
外国人市民が増加していることから、市営住宅も外国人市民の入居を前提と捉えて表示の多言語対応を進める必要がある。
住宅を貸す側も借りる側もお互いの文化や生活習慣の違いを理解して、お互いを受け入れる環境づくりを目指すべきだ。
外国人市民が日常生活で困らないように、多言語対応を進めることが岡山市の発展につながるのではないかと。



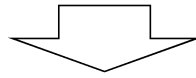
【意見のまとめ】

外国人市民の増加を踏まえ、公営住宅における表示の多言語化を進める。
居住支援に関する制度や情報の周知と多言語化を進める。
住宅を貸す側と借りる側が、お互いの文化や生活習慣の違いを理解する助けとなるように環境を整える。

(3) 外国人市民の地域社会への参加促進

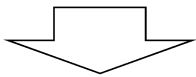
【現状・取組など】

日本人と外国人とが交流する機会、イベントが少ないと感じる。
おかやま国際音楽祭や人権フェスティバルなどの会場で、外国人と日本人が交流できるイベントが行われていることを知らない市民が多い。
岡山市が開催するイベントは、岡山市ホームページ、広報紙、チラシの配布、テレビ、市政ラジオ、新聞広告により広報している。
岡山市国際交流協議会は、日本文化体験交流会、異文化体験交流会等のイベントを開催し、交流の機会を設けている。



【主な意見】

イベントは外国人市民と地域の方との交流の場になる。
子どもの時に外国人と触れ合うと、視野を広げることにつながるのでは。
イベント情報の広報は、パソコン操作に不慣れな外国人市民もいるので、チラシや広報紙での情報提供を継続する必要がある。
若い外国人市民を意識したイベントがあれば良い。
地域の公民館、小学校、中学校、町内会から地域に住んでいる外国人にイベント等への参加の声掛けをしてほしい。



【意見のまとめ】

外国人市民と地域の方との交流の場を増やし、外国人市民が地域社会に参加するきっかけとするため、岡山市で行われるイベントや事業などのスタッフとして外国人人材の活用を進める。
イベントへの外国人市民の参加が増えるように、様々な方法で外国人市民への情報発信や参加の声掛けを行う。

しりょう
5 資料

かいぎ について
(1) 会議の日程

ねん 2017年 がつ にか 5月30日 (火)	だい1かいかいぎ 第1回会議	いいん いしよく 委員の委嘱 せいふく いいんちょう せんしゆつ 正副委員長の選出 かいぎ あつか てーま 会議で扱うテーマについて
がつ か もく 8月3日 (木)	だい2かいかいぎ 第2回会議	てーま せんてい テーマの選定について かいぎうんえいすけじゅーる 会議運営スケジュールについて てーま いけんこうかん テーマについて意見交換
がつ にか もく 10月26日 (木)	だい3かいかいぎ 第3回会議	がいこくじんじしん しえん がわ しく 「外国人自身が支援する側になれるような仕組みづ げんじょうせつめい くり」の現状説明 がいこくじんじしん しえん がわ しく 「外国人自身が支援する側になれるような仕組みづ かだい かいけつさく くり」の課題と解決策について
ねん 2018年 がつ か か 1月9日 (火)	だい4かいかいぎ 第4回会議	きよじゅうしえん げんじょうせつめい 「居住支援」の現状説明 きよじゅうしえん かだい かいけつさく 「居住支援」の課題と解決策について
がつ か か 2月20日 (火)	だい5かいかいぎ 第5回会議	がいこくじんしみん ちいきしゃかい さんかそくしん げんじょう 「外国人市民の地域社会への参加促進」の現状 せつめい 説明 がいこくじんしみん ちいきしゃかい さんかそくしん かだい 「外国人市民の地域社会への参加促進」の課題と かいけつさく 解決策について
がつ にか げつ 6月11日 (月)	だい6かいかいぎ 第6回会議	いけん これまでの意見のとりまとめについて
がつ にか きん 10月12日 (金)		ていげんしょ ていしゆつ 提言書の提出

おかやまし がいこくじん し じん みん かず
 (2) 岡山市における外国人市民の数

こくせき ちいき 国籍・地域	にんずう 人数
ちゆうこく 中国	4,073
ベトナム	2,732
ちようせん かんこく 朝鮮と韓国	2,587
フィリピン	664
ブラジル	279
インドネシア	230
べいこく 米国	187
ネパール	158
タイ	155
カンボジア	127
ミャンマー	112
たいわん 台湾	99
パキスタン	89
えいこく 英国	65
バングラデシュ	58
マレーシア	57
インド	52
ペルー	40
スリランカ	39
カナダ	33
フランス	32
ロシア	32
オーストラリア	30
トルコ	28
エジプト	21
ドイツ	16
イタリア	14
アフガニスタン	12
ケニア	10
ニュージーランド	10
ボリビア	10
ルーマニア	9
ウクライナ	8
メキシコ	8
ラオス	8
スペイン	7
むこくせき 無国籍(※)	7
モンゴル	7
アイルランド	6
ジャマイカ	6
シリア	6
スウェーデン	6
スロバキア	6
ブルガリア	6
ガーナ	5
ベルギー	5
ポーランド	5
ヨルダン	5
アルゼンチン	4
イラン	4
トンガ	4
ナイジェリア	4
フィンランド	4
アイスランド	*
アルジェリア	*
アルバニア	*
イスラエル	*
ウガンダ	*
ウズベキスタン	*

こくせき ちいき 国籍・地域	にんずう 人数
エチオピア	*
オーストリア	*
オランダ	*
カザフスタン	*
ガボン	*
カメルーン	*
ギリシャ	*
コスタリカ	*
コロンビア	*
サウジアラビア	*
スイス	*
スーダン	*
スロベニア	*
セネガル	*
セルビア	*
ソロモン	*
タンザニア	*
チュニジア	*
チリ	*
トリニダード・トバゴ	*
バヌアツ	*
バハマ	*
パラグアイ	*
パレスチナ	*
ハンガリー	*
フィジー	*
ベネズエラ	*
ペリール	*
ポルトガル	*
マダガスカル	*
マラウイ	*
マリ	*
みなみ きやうわこく 南アフリカ共和国	*
モロッコ	*
リトアニア	*
ルクセンブルク	*

そう ごう けい 総 合 計 (95カ国)	12,240
--------------------------	--------

※人数が同じ場合は、国籍の50音順により
 ます。

※「無国籍」の欄には、「無国籍の方」と
 「国籍・地域欄が空欄の方」が計上されて
 います。

「無国籍の方」とは、入国管理局での手続きの中
 で国籍・地域を証する資料（パスポート
 など）が提出されなかった方です。

「国籍・地域欄が空欄の方」とは、出生・
 国籍喪失による経過滞在者であることにより、住民
 票の国籍・地域欄が空欄の方です。

ねん がつまげんざい じゆうみぞほんだいちやう たんに じん
 2018年8月末現在 住民基本台帳（単位：人）

(3) 岡山市外国人市民会議設置 条例

平成 23 年 3 月 16 日

市条例第 13 号

改正 平成 24 年 3 月 26 日市条例第 15 号

(設置)

第 1 条 地域社会の構成員である外国人市民の生活上の諸問題及び多文化共生社会の実現に関する必要事項について調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、岡山市外国人市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 市民会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 外国人市民施策に関すること。
- (2) 外国人市民の人権に関すること。
- (3) 外国人市民への支援に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 市民会議は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 外国人市民の生活上の諸問題等に関し知識、経験又は学識経験を有する者
- (2) 年齢満 20 歳以上である者
- (3) 本市の区域内において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により記録されている者のうち日本の国籍を有しない者であって、記録された期間が継続して 1 年以上あるもの
- (4) 日本語会話能力を有する者
- (5) 市政に関心があり、地域又は他の外国人との交流が盛んで、まちづくりについての積極性を有する者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に準ずると認める者を委員に委嘱することができる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 市民会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 市民会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、関係者に対し資料を提出させ、又は会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴くことができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、自らの国籍の属する国の代表としてではなく、本市のすべての外国人市民の代表として、職務を遂行しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年市条例第15号)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

2 本市の区域内において住民基本台帳法第5条の規定により記録されている者であって、記録された期間および廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の規定により登録を受けた期間が継続し、かつ、それらの期間の合計が1年以上ある者は、第4条第1項第3号に規定する要件を満たすものとみなす。

へんしゅう おかやましがいこくじんしみんかいぎ
編集 岡山市外国人市民会議
はつこう おかやまししみんきょうどうきょくこくさいか
発行 岡山市市民協働局国際課

〒700-8544 おかやましきただいこくいちちようめ ばん ごう
岡山市北区大供一丁目1番1号

でんわ
電話 086-803-1112

FAX 086-225-5408

<http://www.city.okayama.jp/shimin/kokusai/index.html>